

自賠責共済掛金例（本土用）

令和5年4月1日以降始期の契約に適用する自賠責共済掛金の一例です。

（注）原動機付自転車の区分および特定小型原動機付自転車の掛金は、令和6年4月1日以降始期の契約について適用します。

令和5年4月1日～令和6年3月31日始期の原動機付自転車の掛金は、「一般原動機付自転車」の掛金を適用します。

（金額単位：円）

		契 約 期 間							
		60 か月	48 か月	37 か月	36 か月	25 か月	24 か月	13 か月	12 か月
自家用乗用自動車		-	-	(24,196)	(23,690)	18,160	17,650	12,010	11,500
自家用普通貨物自動車	最大積載量が 2トンを超えるもの	-	-	-	-	(32,030)	(30,980)	19,290	18,230
	最大積載量が 2トン以下のもの	-	-	-	-	(29,300)	(28,370)	17,860	16,900
自家用小型貨物自動車		-	-	-	-	(20,950)	(20,340)	13,480	12,850
小型二輪自動車		-	-	(10,630)	(10,490)	8,910	8,760	7,150	7,010
軽自動車	検査対象車	-	-	(24,010)	(23,520)	18,040	17,540	11,950	11,440
	検査対象外車	14,200	12,470	-	10,710	-	8,920	-	7,100
原動機付自転車	一般原動機付自転車	13,310	11,760	-	10,170	-	8,560	-	6,910
	特定小型原動機付自転車	12,040	10,730	-	9,400	-	8,040	-	6,650

（注）1. () は新車登録時の掛金です。

2. 本土離島、沖縄、沖縄離島につきましては、それぞれ掛金が異なります。

自賠責共済のご契約については、各地の自動車共済協同組合（下記）へご相談ください。

北海道自動車共済協同組合（北海道地区）	011-721-5233	中部自動車共済協同組合（中部地区）	052-872-1222
東北自動車共済協同組合（東北地区）	022-264-1188	西日本自動車共済協同組合	092-441-5901
関東自動車共済協同組合（関東甲信越地区）	045-201-8833	（近畿・中国・四国・九州・沖縄地区）	